

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
変更年度	令和 6 年度
計画主体	湯梨浜町

湯梨浜町鳥獣被害防止計画

令和 4 年 4 月 計画策定

<連絡先>

担当部署名 湯梨浜町産業振興課
所在地 湯梨浜町大字久留 1 9 番地 1
電話番号 0858-35-5385
FAX 番号 0858-35-5387
メールアドレス ysangyo@yurihama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	湯梨浜町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	果樹（梨など）・水稲	114	1,258
ヌートリア	水稲・野菜（スイカなど）	-	-
カラス類	果樹（梨・ブドウなど）	-	-
アライグマ	—	-	-
ハクビシン	—	-	-
ニホンジカ	果樹（梨）・造林木（クヌギ・ヒノキ）	-	-
カワウ	淡水魚（アユ・フナなど）	-	-

(2) 被害の傾向

○イノシシ

平成29年度から令和3年度にかけて捕獲数は増加しているが、近年の被害は増加傾向にある。主な被害作物は、梨・水稲であるが、従来、山間部の梨果樹園を中心に被害が発生していたところ、近年は里部・平野部の水田や果樹園で多く目撃・被害が発生するようになり、状況に即した被害対策が必要となっている。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	1,417	2,475	3,576	13,064	1,259
被害面積(a)	70	291	325	300	114

○ヌートリア

令和3年度の捕獲数は48頭を数え、畦畔に穴を開ける等の被害が毎年発生している。東郷池周辺の水田や水路、天神川付近の水路を中心に目撃されており、特定の地域での被害対策が必要となっている。

○カラス類

町内全域で被害が発生。梨・ブドウ等で、収穫前の果実を落としたり、袋に穴を開け果実を食害するほか、生ゴミを散らかす等の生活被害も発生している。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	126	—	—	603	—
被害面積(a)	12	—	—	10	—

○アライグマ

町内では東郷地区で2頭、泊地区で1頭捕獲されている。発見から捕獲があったので、今後東郷、泊地区を重点的に対策を講じる必要がある。

○ハクビシン

鳥取県東部で急激に生息分布を広げており、町内でも目撃情報があったことから、町内でブドウやイチゴの被害が懸念される。

○ニホンジカ

令和3年度の捕獲数は57頭を数え、町内において里部への出没や果樹園への侵入・樹皮の食害による被害が発生し、農業者から目撃情報や捕獲要請があるなど、町内全域での被害対策が必要となっている。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	—	—	107	—	—
被害面積(a)	—	—	10	—	—

○カワウ

直接の被害額の把握はできていないが、町内の天神川流域・東郷池周辺に多数生息しており、遡上してきたアユや保護育成しているフナ等を食害している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和6年度)
イノシシ	114 a 1,258 千円	79a 881 千円
ヌートリア	—	—
カラス類	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
ニホンジカ	—	—
カワウ	—	—
合 計	114 a 1,258 千円	79a 881 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ・カラス類</p> <p>捕獲員の人件費等、必要な経費を補助している。</p> <p>協議会で購入した「箱わな」を実施隊員に貸出し、地元住民は餌の交換や見回り等の捕獲補助を行い、捕獲従事者が捕獲及びその処理を行い、連携した捕獲を行っている。</p>	<p>○イノシシ・カラス類</p> <p>被害を受けた農家からの要請に応じて調査・わなの設置等により対策を講じているが、隊員数の不足により迅速に対応できない地域がある。</p> <p>イノシシについては、近年、里部への出没が増加し、水田に侵入する事例が多発する等、生息域が拡大傾向にある。また、カラス類は対策への適応能力が高く、対策に多大なコストや労力を要している。</p>
	<p>○ヌートリア・アライグマ</p> <p>町で捕獲器材（箱わな）を購入し、捕獲許可を出した狩猟免許所持者・講習を受けた捕獲従事者に貸与して、捕獲していただいている。</p> <p>また、防除実施計画を策定し、それに基づき捕獲を推進している。</p>	<p>○ヌートリア・アライグマ</p> <p>捕獲技術に差があることや、実際に活動されている捕獲従事者が少なく、地元からの要請に応じた迅速な対応ができない地域がある。</p> <p>ヌートリア・アライグマ防除実施講習会の開催により、捕獲従事者のさらなる育成、確保に努める必要がある。</p>
	<p>○カワウ</p> <p>特になし</p>	<p>○カワウ</p> <p>鳥獣被害対策実施隊および猟友会員について、被害を受けている漁業者の要請に迅速に対応できる人員が不足している。今後、狩猟者の育成、確保に努める必要がある。特に近年は第1種・第2種銃猟免許を取得される方がいないことが問題である。</p>
	<p>○ハクビシン</p> <p>特になし</p>	<p>○ハクビシン</p> <p>鳥取県東部で分布が拡大、町内でも目撃情報がある。県外ではイチゴ、ブドウ等で大きな被害が発生しており、町内での被害が懸念される。外来種であり、速やかに捕獲する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○侵入防止柵の設置・管理</p> <p>被害を受けている集落や、果実・水田の生産組合が中心とな</p>	<p>○侵入防止柵の設置・管理</p> <p>ほ場整備されていない果樹園が多いという地域性、耕作放棄</p>

する取組	って侵入防止策を設置しているが、集落としてまとまりが難しく個別柵にならざるを得ない状況が続いている。	地の急増、複数の地域からの入り作の増加と言った要因から、集落全体の農地を囲う取り組みが難しく、侵入防止柵の設置効果が十分発揮されていない。 近年は被害が里部に広がる傾向にあり、設置要望がある地区については、話し合いを充分に行い、集落全体による侵入防止柵の設置するように促進する。
生息環境管理その他の取組	○緩衝帯の設置、放任果樹の除去被害を受けている集落や、果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、放任果実の除去の助言している。	○緩衝帯の設置、放任果樹の除去耕作放棄地の増加により管理不足のほ場が増え、イノシシ等の生息域が集落や農地周辺に及んでいる。また、果樹園が多い地域性のため放任果実が問題である。

(5) 今後の取組方針

<p>○全鳥獣対象</p> <p>侵入防止柵設置については、未整備の地区を中心に整備を進める。整備にあたっては集団的に取り組むことを原則とし、適切な管理のための研修会を実施する。また、侵入防止柵と一体的な運用する箱わな・くくりわなを湯梨浜町鳥獣被害対策協議会が購入整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないものについては設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。</p> <p>これに加え、捕獲従事者確保・維持のため、町独自の狩猟免許取得経費に対する補助の創設や、就農した町役場職員OBや退職就農者など農業者等への狩猟免許取得促進などを行い、要望に即応できる隊員数の増加を目指す。</p> <p>○イノシシ</p> <p>侵入防止柵の整備・管理による被害軽減、また一体的に運用する箱わな・くくりわなを整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないわなについては、設置方法や設置場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。</p> <p>あわせて、農家を中心とした鳥獣被害防止活動として、誘因物や餌となる農作物残さの処分やヤブ等を刈り払う緩衝帯の設置に取り組むよう、啓発を行っていく。また、捕獲奨励金により通年の捕獲強化に努める。</p> <p>○ヌートリア・アライグマ</p> <p>町主催の講習会を定期的で開催し、捕獲に対応できる人員の確保を行っていく。講習会等を受講することで、狩猟免許を所持していない農家等でもヌートリア・アライグマを捕獲できる体制を整備・促進し、年間を通じた迅速</p>

な捕獲を実施する。

ヌートリアについては、農作物への被害を最小限に留め、地域からできるだけ排除することを目指す。

アライグマについては、目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○ハクビシン

新たに町内に侵入しつつある外来種であり、目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○カラス類

年数回の一斉捕獲や、道具を使った威嚇による追い払いを徹底する。農家への啓発活動を行い、くず梨等の摘果物の除去や、テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。

○ニホンジカ

侵入防止柵の整備・管理による被害軽減、また一体的に運用する箱わな・くくりわなを整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないわなについては、設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。

あわせて、農家を中心とした鳥獣被害防止活動として、誘因物や餌となる農作物残さの処分に取り組むよう、啓発を行っていく。また、捕獲奨励金により通年の捕獲強化に努める。

○カワウ

淡水魚等の産卵期や育成期の被害を防止するため、稚魚の放流時期（5月～10月）から適切な時期を選定し、追い払いや捕獲を実施することで、漁業資源の保護対策を徹底する。

町独自の免許取得助成制度などを活用して、第1種・第2種銃猟免許の取得を推進し、要請に対応できる人員の確保を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を設置し、農業者等の捕獲要請に応じて捕獲活動を実施している。

【鳥獣被害対策実施隊 構成状況】

銃猟従事者 11人 わな猟従事者 20人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。【捕獲従事者の登録状況】 79人（令和3年12月末現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保 ・箱わな、くくりわなの整備
	ヌートリア	
	アライグマ	
	カラス類	
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	カワウ	
令和 5 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・箱わな、くくりわなの整備
	ヌートリア	
	アライグマ	
	カラス類	
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	カワウ	
令和 6 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・箱わな、くくりわなの整備
	ヌートリア	
	アライグマ	
	カラス類	
	ニホンジカ	
	ハクビシン	
	カワウ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
年間650頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	222	415	396	562	625
○ヌートリア					
年間65頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	47	64	50	50	48
○カラス類					
年間10羽を目標とする。					
年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	5	2	0	3	0
○ニホンジカ					
年間65頭を目標とする。					
年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	10	26	25	42	57

○アライグマ

目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○ハクビシン

目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○カワウ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想され、全国的に深刻な問題になっていることもあり、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	650	650	650
ヌートリア	65	65	65
カラス類	10	10	10
ニホンジカ	65	110	110
アライグマ	随時	随時	随時
ハクビシン	随時	随時	随時

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m
ヌートリア	ネット柵 445m (再編整備)		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

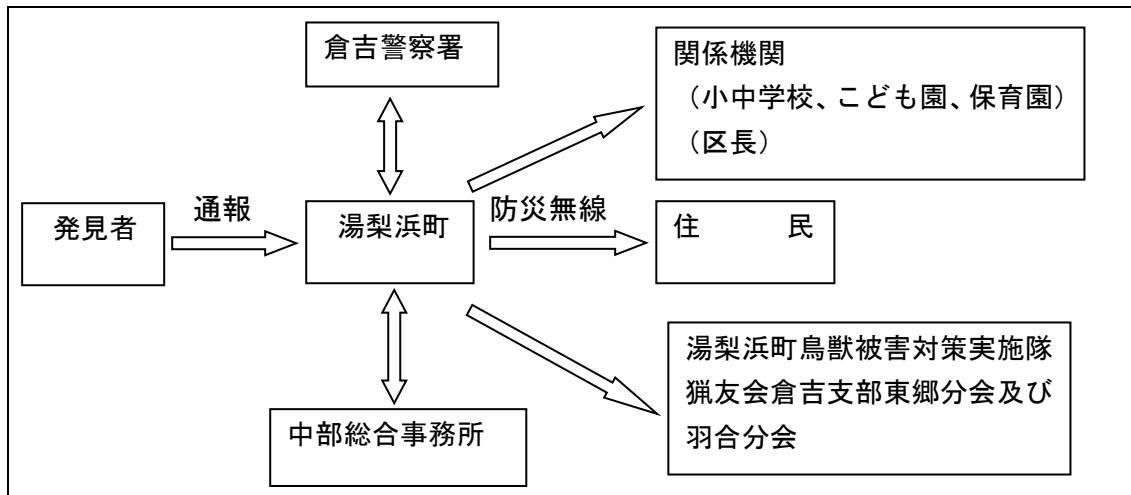
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、放任果実の除去の助言を行う。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、放任果実の除去の助言を行う。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、放任果実の除去の助言を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯梨浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急パトロール (産業振興課) ・ 住民への注意喚起、関係機関への情報伝達 産業振興課 → (総務課 防災対策係 → 所轄警察署・出沒地域自治会長) (教育総務課 → 小中学校) (子育て支援課 → こども園、保育園) <li style="padding-left: 20px;">→ 鳥取県中部総合事務所 <li style="padding-left: 20px;">→ 地元猟友会・湯梨浜町鳥獣被害対策実施隊 隊員 ・ 緊急パトロールおよび緊急捕獲
鳥取県中部総合事務所	・ 町と連携、指導助言
倉吉警察署	・ 緊急パトロール、住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理を行う。
 イノシシについて、食肉として利活用するために処理加工施設に持ち込んで処理を行う場合がある。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、イノシシについては自家消費等を行う従事者が大半であるが、一部は、主にイノシシとシカを処理している倉吉市内の解体処理施設（日本猪牧場）へ搬入し、解体処理施設は処理した肉を、食肉として県内外に販売している。なお、「日本猪牧場」及び「ほうきジビエ推進協議会」とジビエ肉の普及推進等について情報共有と連携を図る。
ペットフード	現時点での利用なし。今後利用の推進を検討する。
皮革	現時点での利用なし。今後利用の推進を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現時点での利用なし。今後、状況に応じて検討する。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湯梨浜町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
湯梨浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合中部支所	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・鳥獣による農業被害に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県猟友会倉吉支部東郷分会及び羽合分会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
湯梨浜町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・水田、畑作地域の事業実施に関すること
鳥取県中部総合事務所 農林局・環境建築局	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の助言に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター 鳥取県生活環境部自然共生 社会局自然共生課	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の助言に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、町内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲や、被害防止策を適切に実施する。また地域からの派遣要請や、被害防止のため、町長の指示により現地調査を行い、最適な捕獲方法を決定し、その対策を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家の指導による現地研修会等を開催し、イノシシ・ニホンジカ侵入防止柵等の正しい設置・維持管理方法、カラス類の効果的な被害防止技術などの普及定着を図る。